

苫小牧工業高等専門学校共同研究実施細則

規則第70号

制 定 平成16年 5月26日
一部改正 平成25年 4月 1日
一部改正 平成30年 2月22日
一部改正 令和元年 8月 1日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号。以下「機構共同研究実施規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第132号)に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、共同研究とは、次の各号に定めるところによる。

- 一 本校において、共同研究実施者から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教員が共同研究実施者の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- 二 本校及び共同研究実施者において共通の課題について分担して行うもので、本校において共同研究実施者から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れる研究

(共同研究の申込み)

- 第3条** 校長は、共同研究の申請をしようとする民間機関等の長(以下「申請者」という。)に、共同研究申請書(別紙第1号様式)を提出させるものとする。
- 2 申請者は、前項の共同研究申請書の提出に当たり、あらかじめ共同研究を行う本校所属の教職員(以下「研究担当者」という。)と協議するものとする。
 - 3 研究担当者は、申請者が共同研究申請書を提出する際に共同研究計画書(別紙第2号様式)を校長へ提出するものとする。

(受入れの決定等)

- 第4条** 機構共同研究実施規則第3条に規定する受入審査機関等は、副校長(研究主事)、地域共同研究センター長及び地域共同研究副センター長とする。なお、申請内容によっては、校長が必要と認めた者を追加するものとする。
- 2 校長は、機構共同研究実施規則第2条に基づき、共同研究の受入れを決定したときは、申請者及び契約担当役に対し、共同研究受入決定通知書(別紙第3号・第4号様式)により通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当役は前条第2項の通知を受けたときは、速やかに申請者と機構共同研究実施規則第2条第2項各号に掲げる事項を記載した共同研究の契約を締結するものと

する。

- 2 契約担当役は、共同研究の契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(共同研究に係る経費負担)

第6条 本校は、必要に応じて、予算の範囲内で直接経費の一部を負担することができるものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第7条 共同研究遂行上、研究経費により取得した設備等は、本校に帰属するものとする。

(施設・設備等の提供)

第8条 校長は、本校所有の施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

- 2 校長は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者が所有する設備等を受け入れることができるものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第9条 研究担当役は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、速やかに共同研究（中止・延長）申請書（別紙第5号様式）を校長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項による申請が天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、共同研究実施者と協議の上、当該共同研究の中止、又はその期間の延長を決定し、共同研究（中止・延長）決定通知書（別紙第6号様式）により契約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに契約の変更を行うものとする。

(研究完了の報告)

第10条 研究担当役は、当該共同研究が完了したときは、共同研究の実施により得られた技術的成果等について、共同研究完了報告書（別紙第7号様式）により校長に報告するものとする。

- 2 前項のほか、共同研究実施者と協力して作成する実績報告については、契約書の定めるところによる。

附 則

- 1 この細則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校共同研究取扱規程（昭和60年7月4日制定）は、廃止する。
- 3 この細則の施行日前に申請があった場合の共同研究申請書の様式は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。